

# 群馬県下水道協会下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験 及び更新講習実施要綱

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この要綱は、群馬県下水道協会（以下「本協会」という。）内において、排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の資格認定のための共通試験（以下「試験」という。）及び登録更新のための講習（以下「更新講習」という。）を統一的に実施するために必要な基本的事項を定め、責任技術者の技術の平準化とその向上及び事務の省力化を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水道管理者 下水道法（昭和33年法律第79号）に定める下水道を実施する市町村及び一部事務組合（以下「市町村」という。）の長（地方公営企業法を適用して下水道事業に係る公営企業管理者を設置している場合は当該公営企業管理者）をいう。
- (2) 条例等 市町村ごとに定められる下水道事業の実施に関する条例、規則等をいう。
- (3) 排水設備工事 下水道法第10条第1項に規定する排水設備（屋内の排水管、これに固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器を含み、し尿浄化槽を除く。）の工事（新設工事、増設工事、改築工事及び撤去工事を含む。）をいう。
- (4) 排水設備工事責任技術者 協会長が、本要綱等に基づき排水設備工事の設計、施工等に関し技能を有する者として認め、登録した者をいう。

## 第2章 排水設備工事責任技術者の試験

### (試験の実施)

第3条 責任技術者の資格の認定に当たっては、排水設備工事の設計、施工等に関する試験を行う。

### (試験の実施機関及び実施対象)

第4条 試験は、本協会が実施する。

- 2 試験は、本協会に責任技術者として登録を受けようとする者を対象とする。

### (試験の実施回数及び実施期日)

第5条 試験は、原則として毎年1回実施する。

- 2 試験は、毎回、協会長が定める日に本協会内で一斉に実施する。

### (試験の方式及び内容)

第6条 試験は、筆記試験とし、その内容は、下水道に関する一般知識、排水設備に関する法令、事務手続き、設計及び施工並びに維持管理に関するものとする。

2 試験に出題する問題（以下「試験問題」という。）は、社団法人日本下水道協会（以下「下水道協会」という。）が作成する共通試験問題とする。

3 本協会は、共通試験問題に加え、本協会の事情等を加味した独自の二次試験又は追加講習を実施することができる。

（試験の受験資格）

第7条 試験を受験できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又は旧中学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校以上の学校（以下「高等学校」という。）の土木工学科又はこれに相当する課程を修了して卒業した者

（2）高等学校を卒業した者で、排水設備工事又は排水設備工事以外の下水道工事あるいは水道工事（以下「排水設備工事等」という。）の設計又は施工に関し、1年以上の実務経験を有する者

（3）排水設備工事等の設計又は施工に関し2年以上の実務経験を有する者

（4）前各号に掲げる者に準ずるものとして別に定める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、試験を受験することはできない。

（1）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（2）第11条の規定により試験の合格又は第13条の規定により登録を取り消され、2年を経過していない者

（3）精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

（試験の実施方法等）

第8条 試験の受験申込みは、協会長に対し行うこととし、その他試験の実施方法等については、別に定める。

（採点の実施の委託）

第9条 協会長は、試験の採点を、下水道協会に委託することができる。

（試験の可否の判定及び合格証の交付）

第10条 協会長は、採点実施後、又は前条の規定により採点を下水道協会に委託する場合にあっては、採点結果の受領後、速やかに実施要領等に基づき、試験の可否の判定を行う。

2 協会長は、前項の判定の結果、合格と判定した者（以下「合格者」という。）に対して、速やかに合格の通知をし、合格証を交付するとともに、合格者名簿を作成して本協会内の各下水道管理者に通知する。

（試験の合格の取消し）

第11条 協会長は、試験の合格者として通知した者について、次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、試験の合格を取り消さなければならない。

（1）試験の受験資格がないことが判明したとき。

（2）不正行為等により試験に合格したことが判明したとき。

2 前項の規定により、試験の合格を取り消したときは、その都度、その旨を当該合格者に通知するとともに、速やかに合格証を返還させるものとする。

- 3 試験の合格を取り消したときは、その都度、その旨を本協会内の各下水道管理者に通知する。

### 第3章 排水設備工事責任技術者の登録

(登録及び責任技術者証の交付)

第12条 試験の合格者は、協会長に対し、責任技術者としての登録を申請することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、責任技術者としての登録を申請することはできない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

2 前項の申請は、協会長が定める期限までに行うものとし、申請が当該期限までに行われなるときは、登録の権利を失うものとする。ただし、特別な理由があると協会長が認めた場合は、この限りではない。

3 合格証の有効期間(以下「登録期間」という。)は、合格の日から5年を経過して最初に到来する3月31日までとする。

4 責任技術者としての登録の有効期限は、合格証の有効期限をその限度とする。

5 協会長は第1項に定める登録の申請があったときは、責任技術者としての登録を行い、責任技術者証を交付するものとする。

6 協会長は、責任技術者としての登録手続き終了後、速やかに登録者名簿を作成し、その写しを下水道管理者に送付するものとする。

(変更等の届出)

第12条の2 責任技術者は、住所、氏名、及び勤務先に変更があったときは、変更届に変更の事実を証する書類を添えて協会長に届け出なければならない。

2 責任技術者は、責任技術者の登録の取り消しを行うときは、下水道排水設備工事責任技術者資格取消届を協会長に届け出なければならない。ただし、下水道排水設備工事責任技術者資格取消届の提出後、再度責任技術者の資格を得るには、責任技術者試験に合格し登録しなければならない。

3 責任技術者は、責任技術者証を毀損又は紛失したときは、下水道排水設備工事責任技術者証再交付申請書を協会長に提出し、再交付を受けなければならない。

4 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、協会長にその旨を届け出るものとする。

(登録の取消し等)

第13条 協会長は責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、又は一定期間を定めて登録の効力を停止することができる。

(1) 条例等に違反したとき。

(2) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、下水道管理者が責任技術者として不相当と認めたとき。

2 協会長は、前項の事実あったとき、又は判明したときは、速やかにこれを取り

まとめて、本協会内に周知を図るものとする。

- 3 協会長は、登録の取り消し又は一時停止をしようとする場合においては、当該責任技術者に対し、弁明の機会を与えるものとする。

#### 第4章 排水設備工事責任技術者の登録の更新及び更新講習

(登録の更新及び更新講習)

第14条 責任技術者は、登録期間満了後、引き続き登録を受けようとするときは、あらかじめ登録の更新（以下「登録更新」という。）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、責任技術者としての登録更新を受けることはできない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

2 登録更新を受けようとする責任技術者は、技能の維持確認、最新技術の習得等を目的とする更新講習を受講しなければならない。

(更新講習の実施機関)

第15条 更新講習は、本協会が実施する。

(更新講習の回数及び実施時期)

第16条 更新講習は、原則、毎年2回実施するものとする。

2 更新講習の実施期日は、登録期間の満了期限等を勘案のうえ定めるものとする。

(更新講習の実施方法等)

第17条 更新講習の受講申込みその他の実施方法等については、第8条の規定に準じて行うものとする。

(更新講習の修了証の交付)

第18条 協会長は、更新講習終了後、速やかに修了者に対して修了証を交付するとともに、修了者名簿を作成して本協会内の各下水道管理者に通知するものとする。

(登録更新の申請及び登録期間)

第19条 登録更新の申請は、更新講習の申込書をもって充てる。

2 責任技術者としての登録期間は、更新講習を終了した日から5年を経過して、最初に到来する3月31日までとする。

#### 第5章 雑 則

(試験等運営委員会の設置)

第20条 協会長は試験及び更新講習の円滑な実施を図るため、本協会内に試験等運営委員会を設置する。

2 試験等運営委員会の構成、業務、運営等については別に定める。

(試験、更新講習及び登録の費用の徴収)

第21条 試験、更新講習及び登録の実施並びに運営に係る経費は、原則として受

験者及び受講者から徴収するものとし、各手数料の額は別表のとおりとする。

- 2 前項の規定に基づき徴収した手数料は、返還しない。ただし、協会長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(事務の一部委託)

- 第22条 協会長は、本要綱に定める試験及び更新講習事務の一部を委託できるものとする。

(その他)

- 第23条 協会長は、試験の実施に当たっては、あらかじめ、これに参加する下水道管理者を明らかにして行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年5月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、既に支部又は下水道管理者が実施した試験等に合格し、責任技術者又はこれに準ずる者として登録されている者については、その登録資格の有効期間内にこの要綱に基づき実施される更新講習を受講した場合に限り、この要綱により登録された責任技術者とみなすものとする。
- 3 前項に規定する者に実施する更新講習に係る手数料については、第21条の規定にかかわらず徴収しない。ただし、責任技術者証の発行に伴う費用は徴収するものとする。
- 4 前項の更新講習に係る受講申込等は第17条の規定にかかわらず、当面の間、支部長が行うものとする。
- 5 この要綱の施行の際、既に支部が実施した試験に合格し、試験日から2年を経過していない者が免状の交付申請を行ったときは、第7項の規定にかかわらず、廃止前の日本下水道協会群馬県支部下水道排水設備工事責任技術者試験等に関する実施要綱第9条から第11条の規定は、なお、その効力を有する。
- 6 第2項に規定する者から廃止前の日本下水道協会群馬県支部下水道排水設備工事責任技術者試験等に関する実施要綱第9条の規定に基づき交付された免状について再交付の申請があったときは、第21条の規定にかかわらず、廃止前の日本下水道協会群馬県支部下水道排水設備工事責任技術者試験等に関する実施要綱第12条の規定は、なお、その効力を有する。

(廃止)

- 7 日本下水道協会群馬県支部下水道排水設備工事責任技術者試験等に関する実施要綱は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、既に日本下水道協会群馬県支部が実施した試験に合格

し、責任技術者として登録されている者及び更新講習の修了者に対し、同支部より発行された責任技術者証は、その有効期限が満了を迎える日まで有効とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年5月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年5月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年5月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年5月11日から施行する。

(別表)

| 区 分                      | 金 額    |
|--------------------------|--------|
| 責任技術者試験受験手数料             | 8,500円 |
| 責任技術者更新講習手数料(登録更新手数料含む。) | 2,500円 |
| 責任技術者登録手数料               | 2,500円 |
| 責任技術者証再交付手数料             | 1,000円 |